

お知らせ

断水に合わせ市内河川を清掃

広瀬・佐久間・吉野・馬場・風呂川、名胡用水などで断水に合わせて河川内を清掃します。

時 2月17日(木)9時～3月7日(月)9時  
問 道路建設課

☎027・898・6802

空き家の相談しませんか

空き家相談会を開催。空き家の利活用について専門家に相談できます。時 2月20日(日)9時～12時

Table with 2 columns: 期日, 事業者. Lists water supply contractors for holidays.

マイナポイント申し込みを支援

マイナポイント第2弾への申し込み支援を実施。マイナポイントとは、マイナンバーカードを使って申し込みと選んだキャッシュレス決済サービスのポイントが付与されるものです。

などの最新の情報は本市マイナポイント特設ページをご覧ください。場・時 市役所1階特設窓口(平日、9時～17時) 大胡・富士見・宮城・柏川支所(隔週の平日、9時～17時) へげやきウォーク前橋(文京町二丁目) 土曜・祝日、10時～18時

☎027・898・6513

マイナンバーカードの申請・交付に

場 市役所11階南会議室

対 一般、先着10人

申 2月18日(金)までに空家利活用センター

☎027・898・6081

おくやみ相談窓口活用して

おくやみの手続きに関する案内を市役所市民課7番窓口を設置しています。相談希望日の2開庁日前までに事前予約制で利用できます。

対 本市に住居登録があった人の遺族

問 同課

☎027・898・6122

水道管の防寒対策は早めに

水道管は早めの防寒対策で破裂やひび割れを防ぎましょう。破裂した場合、メーターボックス内の止水栓を閉めて、破裂部分に布やテープを巻いて応急処置をし、最寄りの指定給水装置工事業者へ修理を依頼してください。なお、休日の指定事



口 本庁・支所・市民サービスセンター  
窓 8時30分～17時15分  
業 10時～19時  
務 窓  
時 元氣21まえばし証明サービスコーナー

業者は左上表のとおりです。

問 水道整備課

☎027・898・3033

里親の制度を説明します

里親に興味がある人などを対象に相談説明会を実施します。

時 2月24日(木)13時～16時

場 保健センター1階健診室

申 当日会場へ直接

問 子育て支援課

☎027・220・5702

特別障害者手当など要件確認

著しく重度の障害が重複しているなどの理由で常時介護を必要とする在宅の人で、20歳以上の人は特別障害者手当を、20歳未満の人は障害児福祉手当を支給。これらの手当の認定には審査があります。事前に障害福祉課へ相談してください。

支給月額(特別障害者手当)2万7,350円(障害児福祉手当)1万4,880円

受給要件 ① 障害要件に該当する ② 所得制限に該当しない ③ 在宅である

● 手当の受給者は確認を

次に該当する場合は資格喪失となります。

関することは市民課 ☎027・898・6101

介護と国保負担額には上限あり

国民健康保険(国保)の加入世帯に介護保険受給者がいる場合、自己負担額を合算し一定の限度額を超えたときは、超過分の金額が支給されます。令和2年8月1日から昨年7月31日までに支払った自己負担額が対象です。昨年7月31日時点で国保に加入している支給対象者には、3月以降に通知を郵送。国保以外に加入している人は、それぞれの医療保険に問い合わせてください。

問 国民健康保険課

☎027・898・6249

第三者行為での治療は届け出を

車や自転車などの交通事故や、他人が飼っている動物によるけがなど、第三者の行為が原因の傷病で保険証を使用し治療を受けた場合は届け出が必要です。医療機関から提出された診療報酬明細書の内容から、第三



喪失要件 ①



特別障害者手当(特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所した) 3カ月を超えて入院・介護老人保健施設に入所した(障害児福祉手当) ⑥ 児童福祉施設などの社会福祉施設に入所した ⑦ 障害を事由とする年金を受給した ⑧ 受給資格がなくなったら

右記の喪失要件に該当した人は必ず届け出てください。届け出をせずに手当を受給すると、返還してもらう場合があります。

問 同課

☎027・220・5711

援助します学用品などの費用

児童生徒が円滑に学校生活を送れるように、家庭の事情に応じて援助をしています。詳しくは各学校で配布する就学援助制度のお知らせをご覧ください。

対象経費 ① 学用品・通学用品費、校外活動費、学校給食費、修学旅行費など

申 3月4日(金)までに各学校へ直接

問 各学校か学校教育課

☎027・898・5815

適用除外施設の入退所は届けを

40歳以上65歳未満の国民健康保険加入者が、介護保険適用除外施設に入所したときや退所したときは、世帯主による届け出が必要です。届出ると該当施設入所中は、介護保険料分の納付が不要に。詳しくは問い合わせてください。

問 国民健康保険課

☎027・898・6250

水と緑のまち審議会の傍聴

水と緑のまちをつくる審議会の傍聴ができます。

時 2月21日(月)14時～15時30分

場 市役所11階南会議室

対 一般、先着5人

申 当日13時30分～50分に会場へ直接

問 公園緑地課

☎027・898・6842

市長コラム

前橋は止まっています。動いています。教育も福祉も交通も、あるいは産業団地の造成や身近な道路の整備…。移住の若者たちも集まっています。

ただ、日本中がまたコロナのまん延の中に戻ってしまいました。感染拡大を防ぐには、やはり一人ひとりの心構えが大事なのだと思います。

この我慢の中で諦めてきたものを、途切れぬように、忘れぬようにしましょう。再び皆と笑顔で語らう日々が来るように、力を合わせましょう。明るい未来に向かって、このまちをもっと素敵に磨いていきます。

友と語り 子らを育てむ このまちに 災禍をはらう 春の風吹く

山本 龍

